

表1. 産業能力強化のための標準的な政策メニュー

主目的	小項目
(1) 法令・政策枠組	法令整備 中小企業、外資誘致等に特化し、十分な能力・権限を持った省庁・局室の指定・設立 省庁間調整メカニズム 有効な官民連携(PPP)、官民行動 民官学協力のためのメカニズム ビジョン、工程表、行動計画、およびモニタリングからなる政策体系 品質・安全・技能・環境などの基準 知的財産権の保護と活用 産業統計の充実 国際協力の戦略的動員
(2) 現地人材・企業の能力強化	工科大学、工業大学・短大の設立と強化 企業化育成のための短期コース エンジニアのための特定技術研修 現役・新卒ワーカーのための技能・職業訓練 技能の検定、競争、表彰 優先活動に対する補助金や優遇策(例、労働者訓練、技術移転、金型技術、マーケティング、ITC導入など) 短期専門家の訪問による経営・技術指導 企業評価・アドバイス制度の構築(制度化された企業診断システムや技術普及サービスなど)-金融とも関連 現地企業間の連携
(3) 金融	開発金融機関 商銀による優遇分野企業へのソフトローン(ツウ・ステップ・ローン) 信用保証制度 機械設備のリース ベンチャー・キャピタル市場 企業信用情報システム 企業評価・アドバイス制度(上の(2)と重複)
(4) 外資企業誘致	優遇製品・活動のリスト選定およびインセンティブ体系 投資促進セミナー・海外ミッション 投資家に対する効果的な情報提供(パンフレット、ウェブ等) 海外投資促進オフィスの設置 ワンストップサービス、投資家支援(投資の前・後両方) 高品質の産業インフラサービス(電力、輸送、水など) 環境保護設備(下水処理施設含む) インフラサービスとビジネスサポートの完備した工業団地(特定分野・地域の企業誘致のための工業団地を含む) 労働者に関する支援(訓練、採用・マッチング、住居・寮、通勤、健康管理等) 優遇分野・対象企業を明確にした戦略的外資誘致 誘致対象個別企業(アンカー企業)へのアプローチと必要条件の整備
(5) ビジネス・リンケージ(現地企業と外資企業の取引、マーケティングなど)	見本市と逆見本市 企業データベース(中小企業、裾野産業、業種別など) 政府による下請け・サプライヤ契約の仲介・支援 外資企業と現地企業の生産協力関係に対する優遇措置・補助金 国内・輸出市場開拓 業界団体の設立と強化